

令和2年4月 9日
一部改訂 令和2年5月15日
一部改訂 令和2年6月26日

福井工業大学 学生の皆様へ

福井工業大学
学務部長 田中 智一

新型コロナウイルス感染症における本学の対応について(協力のお願い)

新型コロナウイルス感染症については、5月25日に全国すべての都道府県の緊急事態宣言が解除され、福井県では6月19日から、首都圏や北海道、その他継続して感染者が出ている地域への往来の自粛が解除されました。政府や福井県からの行動制限は大幅に緩和されましたが、新型コロナウイルス感染症は未だ収まっておらず、第二波、第三波の感染拡大防止に向けて、気を緩めることなく予防策を講じていかねばなりません。

これらのことを踏まえ、5月15日付でお知らせした「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための福井工業大学 学生行動指針」を改訂しましたので、改めて通知します。なお、本指針は6月29日より適用することとします。不明な点や不安な点があれば、遠慮なく学務課(0776-29-7867)まで連絡してください。

今後の状況によっては、指針に更なる変更が生じる可能性があります。その場合は本学ホームページ、ポータルメール等にてお知らせします。

記

「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための福井工業大学 学生行動指針」

1. 前期の授業形式について

令和2年度前期授業は、学生の皆様の生命、健康と、感染拡大防止を第一に考え、インターネットを活用した遠隔授業を継続します。ただし、6月末以降、遠隔授業で実施が困難な一部の資格取得関係の実験実習や学生指導等、その必要性に応じて、十分な感染対策を講じたうえで対面による授業、面談を順次行うこととします。なお、対象となる科目名等の詳細については、ホームページ及びmanabaでお知らせします。

2. 大学への入構について

学内へ入構の際は、FUTタワー1階エントランスにて、氏名の記入と検温を行いますので、必ずFUTタワー1階エントランスに立ち寄ってください。さらに、各号館入口にて、再度検温を行います。

検温の結果、37.0度以上の熱がある場合には、入構を禁止とします。また、過去2週間以内に37.0度以上の熱があった場合も、入構を禁止とします。

学内においては、手洗いの徹底、マスクの着用を遵守した上で、換気の悪い密室空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面を回避し、身体的距離を確保するなど、十分な感染予防対策を講じることを条件とします。

3. 集団感染を防ぐために回避すべき3つの条件

大学における日常の生活すべてにおいて、以下にあげる3つの条件が重なることを徹底的に回避する対策を講じることとします。

- ① 換気の悪い密室空間
- ② 多数が集まる密集場所
- ③ 間近で会話や発声をする密接場面

4. 感染予防対策について

- (1) 日常的に、人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けてください。
- (2) 手指衛生(石鹸による手洗い、アルコール消毒)を徹底してください。
- (3) マスクの着用を励行してください。
- (4) 毎朝体温を測定し、自らの健康状況の把握・管理に努めてください。また、十分な睡眠、バランスのとれた食事を心がけ、免疫力を高めるよう努めてください。
- (5) 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人との接触を避け、感染経路のフォローアップが困難な行動は控えてください。
- (6) 以下の「3密」のリスクが高い会合や不特定多数の集まる密閉された空間に行くことは避けてください。
 - ① 会食、歓迎会、送別会、懇親会等の催し
 - ② 映画館、ライブハウス等の不特定多数の集まる密閉された空間
- (7) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の利用に協力してください。万一、接触確認アプリからの通知があった場合には、最寄りの保健所に相談してください。(厚生働省ホームページより)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

5. 感染が疑われる症状がある場合について

- (1) 風邪の症状等、体調不良の場合は、その軽重を問わず、自宅待機してください。
- (2) 37.0度以上の発熱がある場合、あるいは強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、電話で最寄りの保健所や大学事務局学務課（以下学務課、連絡先12）に連絡し、その指示に従ってください。

6. 感染が診断された場合及び濃厚接触者と特定された場合について

医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合、学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされるため、大学への登校を禁止します。

新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間接触があった等、濃厚接触者と特定された場合、発熱、咳等の症状があるか否かに関わらず、その対象者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間は、大学への登校を原則禁止（大学行事などへの参加を含む）とし、自宅などで健康観察を行うこととします。

また、濃厚接触者と特定された者、疑いある者と接触していた場合は、同様に接触をした日から起算して14日間は、大学への登校を原則禁止（大学行事などへの参加を含む）とし、自宅などで健康観察を行うこととします。

感染と診断された場合あるいは濃厚接触者と特定された場合は、ただちに学務課（連絡先12）に連絡し、行政の指示を遵守してください。

また、治癒後に大学への登校を再開する前にも、学務課（連絡先12）に連絡してください。

7. 他県との往来について

継続して感染者が発生している地域への往来は、極力控えてください。なお、他県と往来する際は、訪問先の感染状況を十分把握するよう努めてください。

8. 海外渡航について

原則禁止とします。

9. 海外から日本へ入国した場合について

過去14日以内に、外務省海外安全情報（感染症危険情報）における「レベル2」の国・地域に滞在歴がある者（経由地を含む）は、発熱、咳等の症状の有無にかかわらず、日本入国の翌日から起算して14日間は大学への登校を原則禁止（大学行事などへの参加を含む）とし、自宅などで健康観察を行うこととします。

なお、自宅などへの移動は、公共交通機関を使用しないでください。

10. 課外活動について

(1) 指定クラブ（13クラブ）

指定クラブにおける全体での活動は、6月1日（月）から再開としましたが、活動の再開を促すものではありません。当面は、監督・顧問・コーチの管理の下、クラブ活動支援センターが別途定める活動再開に関するガイドラインを参考に、感染拡大防止や今後の公式戦の予定等を見据えて、適切かつ段階的に活動を再開するようにしてください。

なお、各競技団体が大会・公式試合を開催する場合は、顧問・監督及びコーチの責任において出場を認めることとします。この場合、クラブ活動支援センターが別途定めるガイドラインに加え、各競技団体が示すガイドラインを参考に感染予防対策を講じるなど適切に対応してください。また、公式試合等のために公欠する場合は、以下の手続きを行ってください。

【令和2年度前期の公欠対応】

- ・予定が確定した時点で速やかに公欠届を作成する。
- ・当面の期間、クラブ活動支援センターへの公欠届の提出は、顧問・監督及びコーチから電子メールを通じて行う。（押印は省略）
- ・これまで公欠の前に、クラブ生は科目担当の教員へ公欠の事前連絡及び事後の教育的配慮の依頼をしていたが、当面は遠隔授業であることを踏まえ、学生からの事前の連絡は行わず、事後の教育的配慮については manaba を通じて行うものとする。但し、クラブ生が科目担当の教員へ事前連絡することを妨げないものとする。
- ・公欠後、公式戦の結果は、速やかにクラブ活動支援センターへ電子メールを通じて報告する。
- ・公欠に関する事前研修について、今年度はeラーニング方式で実施する。指定クラブに所属する学生は、この事前研修を受けることが必須であり、未受講者は公欠を認めないこともあるので注意すること。

(2) 指定クラブ以外の一般クラブ、同好会及び研究会

その他のクラブ、同好会及び研究会については、6月29日以降、活動を再開しますが、活動の再開を促すものではありません。活動再開を希望するクラブ、同好会及び研究会は学務課（0776-29-7867）まで、お問い合わせください。

11. 今後の対応について

新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況は日々変化します。厚生労働省や関係自治体等の信頼性の高いWebサイトなどから最新情報を正確に入手してください。渡航歴や出身、住地域に偏見を持ったり、流言飛語に惑わされたりすることなく、適切な対応を行うことで感

染予防に努めてください。状況は日々変化していますので、本学の対応も状況に応じて変化します。本学ホームページやポータルメールなどをこまめにチェックし、最新情報の情報を収集するよう努めてください。

1 2. 連絡先、相談窓口について

本学では相談窓口を開設しています。新型コロナウイルス感染症における事項は以下の連絡先までご相談ください。

- 新型コロナウイルスに感染した場合、濃厚接触者に特定された場合、濃厚接触の疑いがある場合等の連絡窓口について

福井工業大学 学務課

電話：0776-29-7867 E-MAIL：gakusei-u@fukui-ut.ac.jp

- 体調不良に関する相談窓口について

福井工業大学 医務室

電話：0776-29-2629 E-MAIL：imushitsu@fukui-ut.ac.jp

※体調不良の際は、感染予防の観点から、直接、医務室への訪問は控えてください。

- 新型コロナウイルス感染症を受けて家計が急変した場合等の相談窓口について

福井工業大学 学務課

電話：0776-29-7867 E-MAIL：gakusei-u@fukui-ut.ac.jp

- その他学生生活に関する相談窓口について

福井工業大学 学務課

電話：0776-29-7867 E-MAIL：gakusei-u@fukui-ut.ac.jp

1 3. 参考

- ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

- ・厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）

電話番号 0120-565653 受付時間 9時00分から21時00分

- ・福井県 新型コロナウイルス感染症について

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/corona.html>

以上